

環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS	「環境法政策を読む」	… 1
	2015年12月25日から2016年1月24日までに公布された主な環境法令	… 4
	2015年12月25日から2016年1月24日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	… 5
	2015年12月25日から2016年1月24日までの主な行政情報	… 5
	2015年12月25日から2016年1月24日までの主な裁判情報	… 9
	2015年12月25日から2016年1月24日までの主なニュース	… 9

「環境法政策を読む」 容器包装リサイクル 5

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG（第18回）
中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会（第15回）
第15回合同会合

容器包装リサイクル制度の見直しについて、20日第15回合同会合が開催され、事務局素案として分別収集・選別保管及び分別排出について、並びに再商品化及びその他の論点（ペットボトルの循環利用、指定法人の在り方）について、①論点、②主な意見、③検討の方向性（考えられる施策の例、考慮・検討すべき事項）が示され、これに基づき審議が行われた。

□ 分別収集・選別保管及び分別排出について（抜粋：論点と考えられる施策の例）

◎論点

- 現在の容器包装リサイクル制度が円滑に機能している点に鑑み、それぞれが担う現在の役割の効率化を進めながら、現行の役割分担を維持すべきか。あるいは、拡大生産者責任（EPR）の考え方に基づく役割を拡大し、容器包装廃棄物の分別収集・選別保管の役割を拡大し、容器包装廃棄物の分別収集・選別保管の役割を一定程度特定事業者を求めるべきか。
- 市町村が行う容器包装廃棄物の選別保管と、特定事業者の負担で再商品化事業者が行うベールからリサイクルする物を選別する作業は、作業の内容が異なることを踏まえ、引き続き現状を維持すべきか。あるいは、運用の柔軟化等により、これらの作業の一体化を検討すべきか。

<考えられる施策の例>

- ・自治体の分別収集・選別保管にかかる負担の状況をできる限りの確に把握し、役割分担の議論に活かすための自治体の費用の透明化に関する調査の継続的实施やそのデータの公表。
- ・一般廃棄物会計基準を導入していない自治体への導入を支援。
- ・市町村や特定事業者の負担を低減し社会全体の費用を合理化する方策として、製品プラスチックの一括回収及び市町村とリサイクル事業者の二重選別の一体化による社会全体の費用の低減効果や制度的課題を把握するための実証研究の実施。

□ プラスチック製容器の再商品化の在り方及び再生材の需要拡大（抜粋：論点と考えられる施策の例）

◎論点

- 諸外国の制度も参考にしながら、公表されているデータに基づき認識を共有すべきではないか。また、それぞれの手法について環境負荷低減と資源の有効利用、経済コスト、分かりやすさ等の観点から検討すべきではないか。
- 検討に際しては、材料リサイクルかケミカルリサイクルかという二者択一ではなく、材料・ケミカル両再商品化手法のそれぞれに課題があることを踏まえ、再生材市場に応じた多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを保ちつつ、健全な競争ができるよう、再商品化手法の特徴と再生材市場に応じた環境整備を行うべきではないか。
- 固形燃料化について、一般枠における通常のリサイクル手法として認めるべきとの意見が出される一方で、市町村がコストをかけて収集したものを燃料として利用することは、市町村における説明がつかないとの意見が出された。これまでの議論を踏まえてどのように位置づけを行うべきか。
- 再商品化をより円滑に進めていくため、再生材の需要拡大の促進方策を検討すべきではないか。

<考えられる施策の例>

- ・総合的評価制度等の入札制度の見直し。具体的には、総合的評価制度における評価項目の再生材の質の向上に関わる項目の重点化、品質管理手法等の評価の深化、点数配分の見直し、登録要件項目の見直し。
- ・再生材の質の向上と安定化に取り組む等のより優良な事業者について稼働率向上のための措置を講じる。
- ・一定の競争倍率を設定している現行の入札制度（設備能力に対して決められる落札可能量を制限や、材料リサイクル優先 A 枠に一定の競争倍率を設定等）よりも、優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるような優れた入札制度の検討。
- ・収率基準については、分別排出、分別収集・選別保管に協力する消費者や市町村の理解を得やすいよう、現在の収率を原則維持する。再商品化製品の新規需要の開拓に向けた、優良な事業者による高品質な再商品化製品の生産につながる先駆的・試行的なものは認める。
- ・材料リサイクル事業者の登録要件の見直しを行うとともに、希望する材料リサイクル事業者は、優先枠を放棄し、一般枠での入札を選択できる仕組みの導入。
- ・手間やコストを負担する消費者、市町村、特定事業者の理解の向上を図るため、競争に係る情報の開示により再商品化製品の利用が阻害されないことがないよう十分に留意しながら、再商品化製品利用製品の用途の透明化を図る。
- ・再生樹脂に係る規格の策定等の標準化やその活用。
- ・低炭素で 3R を推進する高度な技術の実証支援及び金利優遇措置。

□ ペットボトルの循環利用のあり方（抜粋：論点と考えられる施策の例）

◎論点

○市町村が収集したペットボトルの安定的な国内循環をどのように推進すべきか。市町村の独自処理について、どのように考えるか。

<考えられる施策の例>

- ・独自処理を行っている市町村に対する聞き取り調査。
- ・市町村により独自処理されたペットボトルの海外流出後の不適正処理の有無などの実態把握調査。
- ・店頭回収の法的位置づけの明確化。
- ・廃掃法上の再生利用指定制度の活用促進。
- ・指定法人による再商品化業務の効率化のための点検作業の実施。

【委員からの意見メモより】

- ・市町村と特定事業者の役割分担・費用分担等：現行制度で、円滑に機能しており、目的は一定程度達成できているので今回の見直しでは、現行役割分担を維持すべきである。
- ・現在、廃棄物処理の回避手段として始まったリサイクルが資源利用目的のリサイクルとしての意味合いが強まっており、現行の廃掃法、個別リサイクル法、資源有効利用促進法全体を見直し、資源循環に係わる法制度全体の再構築が必要となる可能性がある。役割分担の見直しは其中で行うべきである。
- ・プラスチック製容器包装の分別収集・選別保管の在り方については、環境負荷の低減・制度の合理化のための分別排出や再商品化の在り方と一体で検討するべきではないか。
- ・製品プラスチックは分別収集対象とするべきか：消費者から見て容器包装との区別、及び区別する理由が分かりにくいという問題もある。製品プラスチックは多様であり、量も多くないことから、各製品の特性に応じた回収が適しているものもあると考えられる。製品毎にこのような取組みが促進されるような社会制度、例えば素材税、EPRの対象拡大、リサイクル量取引なども長期的には、資源循環に係わる法制度全体の見直しの中で検討すべきである。

■ 事業者における留意点

容器包装リサイクル法は、一定の成果を上げているものの、家庭からの一般廃棄物排出量は横ばいとなっており、家庭ごみに占める容器包装廃棄物の割合も容積比で約60%、重量比で約20%と大きなものとなっている。このため、リサイクルのみならず、容器包装廃棄物の排出抑制を一層推進し、社会的費用を抑制することが必要となっている。これらの課題をいかに改善していくべきか、法の見直しの審議が進められている。また、製品プラスチックについては、店頭回収・リサイクルの実証事業が、2月14日から実施され、より高度な循環型社会を形成するため再資源化を進めていく方向性が示された。事業者として、多様な連携の仕組みを視野に入れつつ、議論の方向と施策の動向に注視していく必要がある。